

門川町利用者負担基準額表

令和4年10月作成

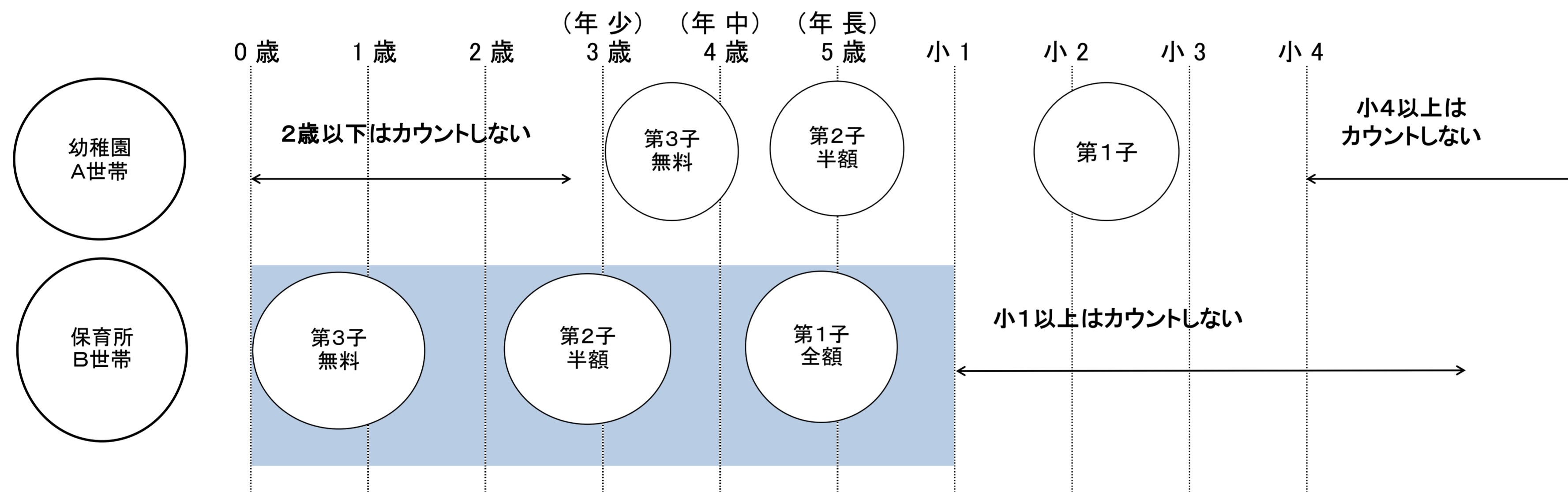
門川町基準 1号認定			
入所児童の属する世帯の階層区分			保育料 (月額:円)
階層区分		定義	
国階層	町階層		
第1	A	生活保護法による被保護世帯	0
第2	B-1	市町村民税非課税世帯 <small>母子、父子、障がい者を有する世帯</small>	0
	B-2		2,000
	B-3	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯) <small>母子、父子、障がい者を有する世帯</small>	3,000
	B-4		3,000
第3	C-1	市町村民税所得割額が 48,600円未満 <small>母子、父子、障がい者を有する世帯</small>	3,000
	C-2		6,000
	C-3	市町村民税所得割額が 48,600円以上 60,000円未満 <small>母子、父子、障がい者を有する世帯</small>	3,000
	C-4		8,000
	C-5	市町村民税所得割額が 60,000円以上 77,200円未満 <small>母子、父子、障がい者を有する世帯</small>	3,000
	C-6		1,000
第4	D-1	市町村民税所得割額が 77,200円以上 97,000円未満	16,000
	D-2	市町村民税所得割額が 97,000円以上 111,000円未満	17,000
	D-3	市町村民税所得割額が 111,000円以上 169,000円未満	18,000
	D-4	市町村民税所得割額が 169,000円以上 211,300円未満	19,000
第5	E	市町村民税所得割額が 211,300円以上	24,000

門川町基準 2・3号認定								
入所児童の属する世帯の階層区分			保育標準時間 保育料(月額:円)			保育短時間 保育料(月額:円)		
			3号認定	2号認定		3号認定	2号認定	
階層区分		定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
国階層	町階層		3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
第1	A	生活保護法による被保護世帯	0	0	0	0	0	0
第2	B0	市町村民税非課税世帯 <small>母子、父子、障がい者を有する世帯</small>	0	0	0	0	0	0
	B		7,000	5,000	6,800	4,900		
第3	C0	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯) <small>母子、父子、障がい者を有する世帯</small>	4,500	3,500	4,400	3,400		
	C1		11,000	9,000	10,700	8,800		
	C2	市町村民税所得割額が48,600円未満 <small>母子、父子、障がい者を有する世帯</small>	6,000	5,000	5,800	4,900		
	C3		17,000	15,000	16,700	14,700		
第4	D0	市町村民税所得割額が48,600円以上60,000円未満 <small>母子、父子、障がい者を有する世帯</small>	9,000	6,000	9,000	6,000		
	D1		21,000	18,000	20,600	17,600		
	D0	60,000円以上72,000円未満 <small>母子、父子、障がい者を有する世帯</small>	9,000	6,000	9,000	6,000		
	D2		24,000	21,000	23,500	20,600		
第5	D0	72,000円以上77,200円未満 <small>母子、父子、障がい者を有する世帯</small>	9,000	6,000	9,000	6,000		
	D3		27,000	24,000	23,400	26,500	23,500	23,000
第6	D4	84,000円以上97,000円未満	30,000	27,000	26,400	29,400	26,500	25,900
	D5		37,000	33,000	30,000	36,300	32,400	29,400
第7	D6	133,000円以上169,000円未満	42,000	35,000	32,000	41,200	34,400	31,400
	D7		46,000	36,000	33,000	45,200	35,300	32,400
第8	D8	301,000円以上397,000円未満	48,000	38,000	35,000	47,100	37,300	34,400
第9	D9	市町村民税所得割額が397,000円以上	50,000	40,000	36,000	49,100	39,300	35,300

※ ひとり親世帯等の「約360万円未満相当」の所得割課税額については77,200円未満の部分です。

※ 二人親世帯の「約360万円未満相当」は色づけしている部分です。

- ① 保育料の年齢は、当該年度の4月1日現在の満年齢を基準にして計算します。(保育認定では、年度の途中で誕生日を迎えても変更はありません。)
- ② 8月までの保育料は前年度の市町村民税額、9月以降の保育料は現年度の市町村民税額により決定されます。
- ③ 多子世帯の保育料軽減について
 - ※1号認定で小学校3年生までの兄弟がある場合は、その児童を含めて第2子は半額、第3子は無料となります。
 - ※2号及び3号認定で小学校就学前の子どもが2人以上同時就園の場合は、第2子は半額、第3子は無料となります。
- ④ 「国基準」とは、国が定めている保育料ですが、子育て世帯の軽減を図るため、町独自の保育料を定め、その差額分については門川町が補てんします。



※ 認定こども園の場合、教育標準時間認定(1号認定)を受ける子どもについては幼稚園と、保育認定(2号・3号認定)を受ける子どもについては保育所と同様になります。

※ 平成28年度から360万円未満相当の世帯については、多子カウントにおける年齢制限が撤廃されています。
年収360万円未満相当の世帯の場合、第1子の年齢にかかわらず、第2子の保育料が半額、第3子以降の保育料が無料となります。
また、年収360万円未満のひとり親世帯等の場合は、第2子以降が無料となります。

※ 平成29年度から、市町村民税非課税世帯の場合は、第2子以降が無料となります。(第2階層部分)

※ 幼児教育の無償化(令和元年10月実施)によって、3歳～5歳(※0～2歳については住民税非課税世帯)の保育料が無償となりました。(副食費等、実費は有料です)